



福岡県医師会第530号（地）
令和2年5月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

発生届及び結核の入院・退院届の届出期限の順守について

今般、標記について、厚生労働省健康局長より別添のとおり福岡県保健医療介護部を通じて、周知依頼がありました。

本件は、法第12条第1項に基づく医師が行う発生届及び法第53条の11第1項に基づく病院管理者が行う結核患者の入院・退院届について、期限を超えて提出された場合には、管轄の保健所が指導を行い、遅延理由書が徴収されることまた、15日を超える長期遅延については、改善報告書が徴収される旨、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

発生届及び結核の入院・退院届の届出期限の順守について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年 7 月に実施された公衆衛生関係行政事務指導監査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に関し、下記の事項については是正改善を図るよう厚生労働省健康局長より通知がありました。

つきましては、法第 1 2 条第 1 項に基づく医師が行う発生届及び法第 5 3 条の 1 1 第 1 項に基づく病院管理者が行う結核患者の入院・退院届について、期限を超えて提出された場合には、管轄の保健所が指導を行い、遅延理由書を徴収すること。また、1 5 日を超える長期遅延については、改善報告書を徴収することとしますので、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

指摘事項

法第 1 2 条第 1 項及び第 5 3 条の 1 1 第 1 項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、前回も含め、これまでの指導監査において、届出期限の順守について徹底した指導を行うよう指摘したところであるが、依然として法定期限を超えて届出されている事例が多数見受けられた。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、法第 1 7 条の規定による健康診断、法第 1 8 条の規定による就業制限、法第 1 9 条の規定による入院、法第 3 7 条第 1 項及び第 3 7 条の 2 第 1 項の規定による医療費の公費による負担、法第 5 3 条の 1 2 第 1 項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるので、法に基づく届出期限の順守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行われたい。

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 長田、金子

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331